

裁 決 書

審査請求人

平成22年2月24日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成22年1月8日付けで審査請求人に対し行った生活保護廃止処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、平成22年1月8日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定により、生活保護廃止処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成22年2月24日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張している。

住んでいたにもかかわらず仮住まいだと言われて保護を廃止された。の手術で不在にすると12月に申し出たときには廃止と言われていなかったが廃止された。返金を求められたことも不服である。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

2 判断

(1) 法の規定等について

ア 知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、法律の定めるところにより、次に掲げる者（1 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する保護者、2 居住地がないか又は明らかでないような保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの）に対して、保護を決定し、かつ実施しなければならないと定め（法第19条第1項）、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（法第27条第1項）、そして、被保護者は、保護の実施機関から指導又は指示を受けたときは、これに従わなければならないものとされており、保護の実施機関は、被保護者がこの義務に違反したときは、あらかじめ被保護者に対して弁明の機会を与えた上で、保護の変更、停止又は廃止をすることができ（法第62条第1項、第3項及び第4項）、当該処分は、書面をもって通知し、理由を附さなければならない（法第24条第1項及び第2項、第25条第2項、第26条並びに行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項）と規定されている。

イ 保護停止又は廃止の取扱いについては、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の12において、保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護停止又は廃止を決定した日の属する月の前々月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行うことなく、保護を要しなくなった日から前々月までの間に係る保護費の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前月の初日をもって保護の停廃止を行うこととされている。

(2) 処分庁の主張

処分庁は、審査庁が平成22年3月12日に受け付けた弁明書において、実施機関として調査した結果、請求人の居住実態がないことを確認した平成21年11月5日付けで法第26条により保護廃止を行ったものであると主張する。

(3) 原処分について

ア 原処分についてみると、前記1の(8)のとおり、保護の廃止を決定した日が平成22年1月8日、保護の廃止日が平成21年11月5日であることから、処分庁が請求人の保護を要し

なくなつたと判断した日が保護廃止を決定した日の属する月の前々月以前であつたことが認められるところ、前記(1)のイのとおり、保護停止又は廃止の取扱いに従うと、請求人が保護を要しなくなつた日、つまり保護の廃止日は、保護廃止を決定した日の属する月の前月の初日である同年12月1日をもって行わなければならないこととなる。

したがって、原処分は、保護を要しなくなつた日の取扱いを誤っているものと認められる。

イ また、法に基づく停止又廃止の処分にあつては、前記(1)のアのとおり、処分となつた理由を示さなければならず、この際、処分の理由を示すことが必要とされるのは、なぜ処分を受けたかを被処分者が理解するためのものであることから、不利益処分の根拠条項、処分要件に該当するその原因となる事実を明示する必要があると解されている。しかし、原処分に付された理由は、「生活実態不存在により廃止する。」との記載のみで、根拠条項、原因となる事実等が記載されているとは認められない。つまり、原処分が請求人に通知された書面に記されている理由の内容は、なぜ保護が廃止されたかを請求人が理解する上で十分な内容ではなく、原処分は、理由の不備があるものと認められる。

ウ さらに、居住実態が不明な要保護者に対して行つた廃止処分については、京都地方裁判所平成5年10月25日判決において、居住実態が不明であること自体は、直ちに要保護性の消滅の推定根拠になるものではなく、居住実態不明をもって、要保護性が消滅したとし、あるいはこれに準じる場合であるとして、法第26条第1項を適用ないし準用するということは、まさに、不誠実な対応に対する制裁として、現実には要保護性があるとしても要保護性がないものとみなすことにほかならないこと、「居住実態不明」は、法上、保護を廃止しうる事由には当たらないというべきであることなどと判示していることを踏まえると、居住実態が不明であることは要保護性が消滅したと判断する根拠とはなりえず、居住実態不明を理由として法第26条に基づき廃止処分を行うことは適当ではないと解され、請求人の所在について調査等の上要保護性の有無について判断することなく行われた原処分を適法なものと認めることはできない。

よつて、主文のとおり裁決する。

平成24年5月18日

北海道知事

高橋 はるみ

